

## 第11回久慈市議会定例会会議録（第4日）

### 議事日程第4号

平成25年6月25日（火曜日）午後1時30分開議

#### 第1 会期の日程

議会運営委員長の報告

#### 第2 議案第3号、請願受理第7号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）

#### 第3 議案第4号、議案第5号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）

#### 第4 議案第2号（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）

#### 第5 議会改革推進の件（議会改革推進特別委員長報告・質疑）

#### 第6 議案第6号

提案理由の説明・総括質疑

委員会付託省略

議案第6号（質疑・討論・採決）

#### 第7 発議案第14号（採決）

#### 第8 議員派遣の件（採決）

### 会議に付した事件

#### 日程第1 会期の日程

議会運営委員長の報告

#### 日程第2 議案第3号 市税条例の一部を改正する条例

請願受理第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める請願

#### 日程第3 議案第4号 久慈公共下水道中部第6排水区雨水ポンプ場機械設備その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第5号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて

#### 日程第4 議案第2号 平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）

#### 日程第5 議会改革推進の件

#### 日程第6 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 日程第7 発議案第14号 少人数学級の推進などの

定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書の提出について

#### 日程第8 議員派遣の件

### 出席議員（23名）

1 番 梶 谷 武 由君	2 番 下川原 光 昭君
3 番 藤 島 文 男君	4 番 上 山 昭 彦君
5 番 泉 川 博 明君	6 番 木ノ下 祐 治君
7 番 畑 中 勇 吉君	9 番 山 口 健 一君
10 番 桑 田 鉄 男君	11 番 澤 里 富 雄君
12 番 中 平 浩 志君	13 番 小 柳 正 人君
14 番 堀 崎 松 男君	15 番 小 倉 建 一君
16 番 小野寺 勝 也君	17 番 城 内 仲 悦君
18 番 下 舘 祥 二君	19 番 中 塚 佳 男君
20 番 八重櫻 友 夫君	21 番 高屋敷 英 則君

（午後3時19分退場）

22 番 宮 澤 憲 司君	23 番 大 沢 俊 光君
24 番 濱 欠 明 宏君	

### 欠席議員（1名）

8 番 砂 川 利 男君

### 事務局職員出席者

事務局長 一田 昭彦	事務局次長 嵯峨 一郎
庶務グループ 総括主査 高畑 伸一	議事グループ 総括主査 田高 慎
議事グループ 主任 長内 紳悟	

### 説明のための出席者

市 長 山内 隆文君	副 市 長 外館 正敏君
副 市 長 星 文雄君	総 務 部 長 菅原 慶一君
総務部付部長 大湊 清信君	総合政策部長 中居 正剛君
総合政策部部長 晴山 真澄君	市民生活部長 澤口 道夫君
健康福祉部長 (兼)福祉事務所長 砂子 勇君	農林水産部長 村上 章君
産業振興部長 澤里 充男君	建設部長 (兼)水道事務所長 小上 一治君
山形総合支所長 中新井田欣也君	教育委員長 鹿糠 敏文君
教 育 長 亀田 公明君	教 育 次 長 小倉 隆喜君
選挙管理委員会 委 員 長 谷地末太郎君	監 査 委 員 石渡 高雄君
農業委員会会長 宇部 繁君	総務部総務課長 (併)選挙事務局長 久慈 清悦君

農業委員会 泉澤 民義君 教育委員会 米澤 喜三君  
事務局 長 総務学事課長  
監査委員事務局 長 松本 賢君

午後1時30分 開議

○議長（八重櫻友夫君） ただいまから、本日の会議を開きます。

欠席通告は、砂川議員よりありました。

諸般の報告

○議長（八重櫻友夫君） 諸般の報告をいたします。

市長から議案1件の追加提出があり、お手元に配付してあります。

次に、議員発議案1件及び当職からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

[参 考]

発議案第14号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月25日提出

久慈市議会議長 八重櫻 友 夫 様

提出者 久慈市議会議員 小倉 建一

提出者 久慈市議会議員 澤里 富雄

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 桑田 鉄男

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算拡充を求める意見書

義務標準法では、1学級あたりの定員を小学校一年生のみ35人としているが、岩手県では、本年度加配措置を活用しながら1学級の定員を小学校3年生まで拡大している。

社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対する、よりきめ細やかな対応が必要となっている。また、指導要領の本格実施によって、授業時数や指導内容が増加している。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化する中、こうしたことの解決に向けて

一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、1学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要である。

子どもたちがどこに住んでいても、誰もが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大に見られるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会基盤づくりにつながる子どもたちへの教育はきわめて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある観点から、下記の事項の実現について強く要望する。

記

- 1 小中学校における1学級あたりの定員を30人以下とすること。
  - 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に還元すること。
  - 3 学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特に被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月25日

岩手県久慈市議会  
議長 八重櫻 友 夫

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

日程第1 会期の日程

○議長（八重櫻友夫君） これより、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の日程について、委員長の報告を求めます。中塚議会運営委員長。

〔議会運営委員長中塚佳男君登壇〕

○議会運営委員長（中塚佳男君） 去る6月21日、議会委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

予算特別委員会より審査日程の追加願いがあったことから、審査日程を1日追加し、6月21日、25日の2日間開催することで決定しました。

以上で、報告いたします。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。

~~~~~

## 日程第2 議案第3号、請願受理第7号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、議案第3号及び請願受理第7号を議題といたします。以上2件に関し、委員長の報告を求めます。桑田教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長桑田鉄男君登壇〕

○教育民生常任委員長（桑田鉄男君） 本定例会において、教育民生委員会に付託されました議案1件及び請願1件について、去る6月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第3号「市税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、固定資産税の納税義務者が県及び市からの補助金を受けて、東日本大震災により被災した漁船及び漁網、その他漁具を復旧し、漁業生産活動の早期再開を図った場合における当該漁船等のうち、地方税法による固定資産税の特例を受けないものについて、この条例により特例を設けようとするものであります。

東日本大震災により被災した償却資産の所有者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災した償却資産にかわる物を取得した場合、その償却資産については、取得後最初に課税となる年度から4年度分、2分の1に軽減する被災代替資産取得特例という措置があるが、久慈市漁業協同組合が補助事業を導入して、各漁業者にかかわって取得した漁船等については、被災前の所有者と代替資産を取得した所有者が異なるため、その特例措置が適用されない状況である。そういった事情を考慮し、今回、市税条例を改正し、被災代替資産取得特例と同じ課税標準価格を2分の1とする軽減措置を行うこととし、平成25年度以後の年

度分の固定資産税から適用しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、この条例改正が適用になる期間についてただしたところ、平成23年3月11日から平成28年3月31日までに取得した代替資産であり、最初に課税になる年度以降4年度分が対象となるものであるとの答弁がありました。

次に、この改正により、今年度以降4年間の軽減額についてただしたところ、平成25年度は漁船121件、漁網等15件で449万6,000円であり、以降、26年度は788万4,000円、27年度は422万5,000円、28年度は233万8,000円の軽減となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、軽減した税額は後から補填されるのかとただしたところ、震災復興特別交付税で措置される見込みであるとの答弁がありました。

そのほか、漁協から個人に払い下げになった場合の課税について、船外機への特例の適用などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第3号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第7号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算の拡充を求める請願」について申し上げます。

本請願は、政府の予算編成において、小中学校における1学級当たりの定員を30人以下とすること、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に還元すること、学校施設整備費などについては、特に被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう地方交付税を含め、国の教育予算を拡充することの3点が実現されるよう求め、関係機関へ意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たりましては、請願者からも出席をいただいで説明を受け、質疑を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、非正規雇用者に当たる人はどのような人かと尋ねたところ、学習支援員や特別な支援を要する子供等に寄り添い、先生の活動をサポートする方、実務教科の先生がいない学校を何校かかけ持ち、授業を行う

方など、多種多様な方がいるとの説明がありました。

次に、久慈市の教職員定数の増減傾向についてただしたところ、児童生徒数、学級数の減少に伴い、教職員定数も減ってきているが、ここ二、三年は大きな変動がないとの答弁がありました。そのほか、定員30人以下にした場合の市内の教職員数について、教育委員会のあり方についてなどの質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、請願受理第7号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。まず、議案第3号「市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第7号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算の拡充を求める請願」について採決いたします。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願受理第7号は採択と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 議案第4号、議案第5号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第4号及び議案第5号を議題といたします。

以上2件に関し、委員長の報告を求めます。小倉産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長小倉建一君登壇〕

○産業建設常任委員長（小倉建一君） 本定例会において、産業建設委員会に付託されました議案2件について、去る6月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では議案第5号の審査に当たり、現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第4号「久慈公共下水道中部第6排水区雨水ポンプ場機械設備その1工事の請負契約に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、公共下水道中部第6排水区雨水ポンプ場機械設備工事を施工するに当たり、新明和工業株式会社と1億3,807万8,150円で請負契約を締結しようとするものであります。

具体的な内容であります。平成24年度から整備を進めている川崎町ポンプ場の機械設備工事として、ゲートに口径900ミリメートルの水中モーターポンプ2基を組み込む構造で、排水機能とゲート機能をあわせ持つポンプゲート及び流域から流れ込むごみを連続的にかきあげる除じん機を製作するものであり、平成26年3月末までに工事を完了しようとするものであるとの当局から説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、工事入札の内容についてただしたのに対し、岩手県もしくは東北地方に本社または受任者を有する業者8社を指名したうち、入札参加業者は5社、落札業者の請負率は0.8725であったとの答弁がありました。

次に、川崎町ポンプ場の耐用年数についてただしたのに対し、躯体構造物は50年、機械設備は20年であるとの答弁がありました。

そのほか、ポンプの能力と排水エリアとの関係、据えつけ工事となるその2工事の予定時期などについて、質疑、答弁が交わされたところあります。

採決の結果、議案第4号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案の川貫3号線は、道路の起点及び終点が市道等に接続する道路であり、住民の利用度が高く、公共性が高いと認められることから、市道に認定しようとするものであります。

具体的な内容であります。川貫3号線は、その起点を国道281号に、終点を市道西の沢4号線に接続す

る道路であり、その延長は175メートル、道路幅員は側溝を含んで4メートルから5メートルであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、市道認定に係るこれまでの地元要望の経緯についてただしたのに対し、地元町内会のほか、地権者から要望があったものであり、これに伴う用地確保に当たっては、地権者の約8割から寄附をいただいている、また、残りの用地についても寄附採納願いが出されている状況であるとの答弁がありました。

次に、市道認定による地元等へのメリットについてただしたのに対し、除雪や路面管理等を市が行うこととなり、また、改良工事についても全体の市道計画の中で行われていくとの答弁がありました。

そのほか、市道認定基準、市道と公共下水道整備との関係などについて、質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第5号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。まず、議案第4号「久慈公共下水道中部第6排水区雨水ポンプ場機械設備その1工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」及び議案第5号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」以上2件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご意義なしと認めます。よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第2号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。高屋敷予算特別委員長。

〔予算特別委員長高屋敷英則君登壇〕

○予算特別委員長（高屋敷英則君） 本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」について、去る6月21日、25日、委員会を開催し、審査いたしましたのでご報告申し上げます。

委員会では各般にわたり、活発な質疑、答弁が交わされたところありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細な審査経緯につきましては各位の承知するところですので、その結果についてご報告を申し上げます。

なお、本委員会では、各委員のご理解を得て休憩中に議員間討議を行ったところがあります。採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決したところありますが、採決後、附帯決議案についての動議が出され、動議成立により、附帯決議案の採決の結果、全員賛成をもって次の附帯決議を付すことを決しましたので、その内容について申し上げます。

議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」が計上されているが、整備予定地は旭町・大崎地区の山林となっており、地質に不安があると思われる。

久慈市復興計画に掲げる災害に強いまちづくりの実現を図るには、防災公園そのものの安全性の確保が何よりも大事であることから、下記のとおり事業遂行に努めるよう、ここに決議する。

防災公園整備地については、安全性や将来性、また整備費の軽減に十分留意し、吟味・検討すること。

以上の内容であります。

以上で、予算特別委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 先ほど委員長報告にありましたように、議長を除く全員構成ということで、本来であれば質問は自粛をすべきですが、事の経緯から、市当局から質疑終了後に追加説明があったという経緯からして、当局に2点お尋ねしたいと思います。

一つは、アジア航測から完成品が3月中に届いたというご答弁をいただいているんですが、この旭町・大

崎地区を選定場所に選定をしたのは、いつの庁議でお決りになったのか、その点が第1点。

それから、追加説明でありました、いわゆる申請時には場所もセットで申請しなければだめだと、で場所の変更はできない旨の説明がございました。そうすると、場所の変更ができないというのは、例えば交付金要綱等を書いてあるのかどうか、どういう書類にどう書いてあるのか、その点、詳しくお聞かせいただきたい。

その2点です。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの小野寺議員からの質問ですが、委員長報告に対する質疑は、委員長に対して質疑し、それでもわからないことなどがあつた場合、当局に対し質疑を許しております。

予算特別委員会の際、質疑は終了した後、休憩中に当局から発言がなされました経緯がありますので、これについて特別に許します。

外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 私から、整備局との協議申請に当たってのご質問にお答えしますが、いづれ国土交通省東北地方整備局にこの防災公園整備事業を申請する際に、申請受付の際に場所の決定が条件でございました。そのことから、場所を含めての申請をして受理をされていることとなります。ですから、このことから、場所の変更はできないというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 庁議において、いつ決定したんだというふうなお話でございしますが、意思決定につきましては、庁議には議案等とかそういうふうな重要案件については全てかけております。しかしながら庁議は、まことに恐縮ですが、内容については、一応、過程の問題の秘密会ということでございますので、庁議では確かに意志の共有化はしましたけれども、いつ決定ということにははっきりは申し上げられないと思っております。

要するに、最終的に決定したのは、予算提出の議案等は全てかけますので、予算提出に係る議案打ち合わせの庁議にはもちろんかかっております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） そうすると、正確を期すために言いますと、選定をいつの庁議にかけたのかというのは言えないということになりますね。

それから、いわゆる場所の変更はだめだというのは、先ほど私が言ったように、交付金要綱とかそういう書類上にあるわけではないんですか。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 今、交付金要綱等載つて、その位置の変更はだめだとかそういうふうなことというふうなお話でございました。

まず、その要綱について、ちょっと今確認できないところではございますが、私どもが東北整備局等に行つて協議する際には、指導的にはそういうことで受けたところではあります。ただ、その要綱とかというのは今ちょっと調べていませんでしたので、ちょっと後で対応させていただきたいと思つています。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 場所が変更できないとかということについては、まだ文書を発見できないという答弁でしたけれども、調査をして、きちんと示すべきじゃないですか。これは、ごみ焼却場の件でも、以前に、広域化しなければ補助金が出ないという答弁があつて、あなた方それですと来た経緯があるんですよね。今回の場合もきちんとした文書があつて、国が交付金なり出すときに何も文書がないままやるわけじゃないわけですよ。

それが、先ほどの副市長の答弁では、今後、場所の変更があり得ないように理解しているというふうな答弁でしょう。あなた方が勝手に理解をしてそういう答弁されても、国に言った際で、国はそうでないんだというふうに答えたらどうしますか。そういう理解しているじゃなくて、国がこういうことでこういう要綱があるので場所の変更ができないとか、そういうきちんと調査して示していただけないですか。

今の答弁では説明がつかないと思うんですが、お聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） その要綱等があるのかということでございます。

先ほどお答えしたように、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、今、調べさせているところがあります。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 国の要綱等によってそれが示されているかという点、現段階では文書においては示されていない。

ただ、しかし一方、この整備構想を国にさまざま要望を行ったり、あるいは可能性等々について事前にヒアリングではありませんけれども、いろんな意見を交わしていくわけでありまして。

そういった中で、先般の会議でもご質問がありましたけれども、この場所でなければならぬのかといった質問に対して、当初、言葉足らずでもって、いや全てが対象になりますよということも申し上げた。そのことについて、私は補足的にご説明を申し上げたのは、初期段階においては全て同等の候補地と言ったらいいんでしょうか、であるわけでありまして、内部でもって詰めていく中で、最終的にこのことという決定をしなければ、これは申請できない仕組みであるわけでありまして。したがって、この前も申し上げたとおり、この場所に設置をするのだという計画でもって国からお認めをいただいていると、こういうことであります。

したがって、他の場所に移した場合に、果たして、他の場所に移すということが認められるかどうかは全くの不明である、こういうことになるわけでありまして。したがって、私どもは、今、選定している場所、現実の具体的な場所について議会にお諮りをしていると、こういうことであります。

これがもし、違う場所ということになった場合を想定をしますと、新たなスタートということになるというふうには私は思っておりますし、またそのようになるものだろうというふうには思っております。で、その際に、他の場所に移して、再び新たな申請を出していったときに認められるという保障は何もない、このことは事実であるわけでありまして。保障がないことが事実である。このことはしっかりと申し上げる事項であります。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 市長から、場所の変更をすれば認められる保障はないということを行いましたけど、それと逆のことがあるわけですよ。例えば議会にかけた、しかし議会で、その問題があって、経緯があったことになって場所が変更になりますと

なったときに、国だって聞く耳を持つわけですよ。

〔「その保障はどこにあるんですか」と呼ぶ者あり〕

○17番（城内仲悦君） あなたが言っていることもおかしいんですよ、保障がないと。いいですか、防災機能を持つというのは、今回の3・11を受けて、あちこちにつくっていくわけですよ。その際に拙速につくるんじゃないかと、まさに今、当局の庁議で云々という話ありましたが、言えないという答弁があったんですが、まず、庁議の中でも合意形成がないまま進んでいる状況が見えてくるんですよ。垣間見えるわけ、私から。

そういった意味で言えば、議会に出してきた中で、私たちのこれまでの議論の中で、やっぱりあの2年前の運動公園をつくる際に出てきた場所が、やはりいろんな背後地もあって、いろんな拡張するにしても非常にいい場所だというふうな共通の認識があったんです、議会でも。それが無視された形での狭いところを提案してきた中で、しかもそれが拙速で、まさにこれからまちをつくるということにかかわらず、議会との協議、全体の協議もないまま、補正予算でちょこっと出してきて、どうだという話はないのだと私は思うんですよ。

そういった意味においては、本当に防災のまちづくりを考えたときに、それが災害の起きる場所に近い場所に、例えば津波ですよ、海に近いわけですから、近い場所にそういった拠点をつくるということはどうなのかということについて、本当の意味で慎重に審議していないままでの提案だというふうには私は思うんです。

そういった意味では、本当に国だって同じお金をかけるのに将来見通し、県だって防災拠点を決める上で久慈市が決めた場所を県が決める保障も今のところないでしょう。私はやっぱり久慈市が決めていく場合に、県との協議もきちんとしながら、ここでどうだということが、いろんな分野で協議して合意が持たされる場所をやっぱりきちんと提案していくというのが当局のやり方じゃないでしょうか。

そうした意味では、本当に突然出てきて、ここがいいんだ、いいんだと言ったところで、同じコンサルに頼んで、片方は運動公園だからこうだし、片方は防災公園だから結論は違うんだという言い方をしますけど、同じ800万を2年前かけて、また800万もかけて、自分

のお金だったらそんなことをしますか。本当に無駄なことをしてきたと私は思うんです。

それで、本当にもっと、防災拠点、防災のまちづくりを考えるのであれば、もっと慎重にもっと議会を信頼して、議会にも胸襟を開いて私は協議すべきではなかったのかと。今からでも遅くないんです。国だって聞く耳持つはずです。そんな場所が絶叫すればもう補助はないとか、そんなことはないんですよ。そんなことを言うんじゃないで、地方ではこう考えて、こういったことになったということを示せば、それは国土交通省だって、担当だって聞く耳ありますよ。そういった議論をしていく、その上で私は決めていってもいいことじゃないでしょうか。

ぜひこの点は、お互いにいい場所にいいものをつくっていくということのやっぱり議論は、もっと時間かけてやるべきだと。原発の施設と違うんです。原発対応じゃないです、ここは、やっぱり3・11の津波なり、いろんな災害、原発以外の災害に対する対応ですから、そういった意味では、もっと時間をかけてもいいと思うので、拙速にやるべきじゃないという立場から質問していますので、いずれ国の対応ももうだめだとか、いいとかとそう決めつけないで、もうちょっと柔軟な対応をして、しっかりと協議していくべきだというふうに思いますのでお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 城内議員は、憶測でお話をなさっている点も幾つかあるというふうに思います。

最初に、議会がそのように議決をすれば国は聞く耳持つはずだと、その根拠をお示しすべきではないでしょうか。根拠をお持ちですか。お持ちではないはずですよ。単なるご自身の感想でしかない。

我々は、しっかりとした裏づけ、さまざまな事実、事象に基づいて、議論を積み重ねてきている。お持ちであればお出しくださいよ。

お持ちであれば、どなたがそのようなことをおっしゃっているのかも含めて明らかにされたらよろしい。それがない限り、私どもが申し上げている以上に、思惑と言うしかないじゃないですか。

そういった議論をしっかりと積み重ねていくことが、本当の意味での二元代表制ではないのかと私は思います。

それから、もう一点、県ともよく相談をしないと

いうお話ですが、当然に県を通じて国交省等とも折衝をしているわけでありまして。そういった事実を無視したご議論というのは方向性を誤る、改めて指摘を申し上げておきます。

同時に、城内議員に何度も申し上げているんですが、意見が異なっても、それこそ耳を傾けて、その上で判断をされるべき、それが議会としての姿勢、議員としての姿勢ではないでしょうか。そのことを強く申し上げておきます。

それから、合意形成についてお話がありました。

庁議に随分とこだわっているようでありますが、庁議については、先ほど総務部長から予算提出に当たって含めてやっているわけでありまして、同時に、意思決定の方法というのは、さまざまあることはご承知のとおりであります。ですから、庁議にだけこだわってのご質問というのは、これは片手落ちというか、為にする議論でしかないということだと私は考えております。その点について、もしご見解があればいただきたいんですが、反問権がありませんのでご質問はできないんですけども、そのように答弁をさせていただきます。

あと、まちづくりを見据えてというご指摘であります。

私どももそのような視点から複数箇所を選定をし、その中で、吟味に吟味を重ねながら将来を見据えた場所としてここを選定している、こういうことでありまして、将来を見据えるという考え方については、何ら変わらないものであります。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 委員長のほうから報告の中に、附帯決議というのがあったわけでありまして。まず、この附帯決議を受けての市としての心構えというか、対応というか、それをお聞かせ願いたいと思いますし、それと重ねて、質疑を委員会でもしたんですけれども、先ほど市長の答弁で一つだけ委員会に答弁がなかった部分があるんです。

それは、舌足らずの部分なんです。舌足らずの部分の答弁、副市長から先ほど議場で答弁があったわけなんですけれども、委員会においては、いわゆる土地の固定、旭町・大崎地区に固定した理由については申請するために必要だというようなことは、休憩中の答弁になっていたわけでありまして、しかも、議会に対する事前



説明というのは説明不足であったという陳謝を含めて、休憩中の答弁、説明というようなことだったんですけども、私が今、議論を聞いていて思うのは、委託料3億1,000万ほどの委託料があるわけですが、それを通じての議論があったんです。

というのは、防災公園構想を策定したと。そして、基本計画はこれからだと。なぜこれからだというと、いわば地質調査等々をして、その結果、この基本計画をつくっていききたいという答弁があった。私は、旭町・大崎地区が委託をし、地質調査等をした結果として、実は不適だったというようなある可能性が1%でもある気がする。とすれば、この旭町・大崎地区を変更せざるを得ない環境もあるのではないかと、そのための委託調査をするのではないかと、私は実は思っていたんです。でも、今の答弁を聞きますと、もう場所は旭町・大崎地区なんだと、もうこれ以外の選択肢はないんだというような話なんですけれども、これからの委託料の事業費というのは、どのような形で調査されていくのかというのを改めてお聞かせ願いたい。

それから、議会が決議を上げたことによって、いわゆる委託をする相手、契約をするわけですけれども、委託をする契約、あるいは用地を取得する契約、あるいは立木を取得する契約等が出てくる。予算上は出てくるわけですが、それらをやはり議会に議案として出すのかどうかということについても、改めてお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 舌足らずという表現はさせていただきますましたが、むしろ、議会に慮ってそのような言葉を使わせていただいております。部長等の答弁で本当は真意が伝わればよかったですけれども、そうはなっていないものから、あえて舌足らずということで私が補足をさせていただきました。そのことについては、もう既に議員各位ご理解をいただいたものと思っております。

その上で、ご質問の旭町・大崎地区、その場所以外にはもうないのかといった趣旨のご質問でありますけれども、提出しているものについてはそのとおりである。

○議長（八重櫻友夫君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 決議案について当局がどういうふうにつけているかということでございますけれども、これはまさに決議の内容そのとおりでございます

し、これを受けて当局も対応していくということになるかと思えます。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） 委託料等の件でございます。

まず、この基本計画をしていく段階で地質調査等は必ず必要になってくるということでございます。それで、その委託料、地質調査等についても広範囲になる部分でございます。そういったことから、金額もかなり張ってくると。これも表面の調査なのか、ある程度その状況を把握する部分がございます。そういった中で今何ぼというよりは、大きい枠で今捉えている状況でございます。

それから、そのほかに30ヘクタールというお話をしておりますが、これは地形測量その他をしていかなきゃならないということでございます。そういった中で、その全体像を生み出していく。そして、その中を見た段階で、切り盛りというのが生じてきます。そういったものをどういうふうにか動かすことによって、山に負担をかけないんだというふうなやり方が出てくるかと思えます。そういったものを総合的に考えていくということで、今現在この計画をしているところでございます。

それから、用地補償とかそういうふうなものにつきましては、議会に提案すべき事項の金額等でございます。それに沿って対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） そうしますと、今度の委託料についての委託契約については、議会にかけるかどうかというのは1点ですけれども、委託し、地質調査を含めながらやるわけですけれども、それは、もう既に旭町・大崎地区は合格であるということを前提にもう進めていくということになるのか。あるいはどうしても地質調査をした結果として、この土地はなかなか厳しいというその判断を示す材料にもなるのかということについてお聞かせを願います。

それからもう一つ、将来この関連施設、その他の関連施設というのが将来、この添付された資料にも書いてあるわけですけれども、現在のこの平場造成については交付金と国からの財源が今来ましたよと、将来こ

れに施設が張りつく場合の財源として、いわゆる交付金事業で認められる部分の施設というのは何かということについて、わかればお知らせください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 議会で提出をした旭町・大崎地区と南田地区の比較表があるわけでありますが、いずれにおいても、低地部には土石流堆積物がありと、であるとか、水位が高いというようなことであるとか、切り土の運用には改良が必要であると、このようなことを記載をしているわけです、それぞれに。ということでもありますから、私どももどういった状態にあるかということについては、もう認識をしているわけでございます。その上で、さまざまな調査を行った上で、その必要な手当てをしていきながら安定した地盤を得ると、そこに向かって進んでいくわけでありまして、何と言いましょうか、そこに向かって進んでいくということの調査を行うということでもありますので、その点をご理解願います。

○議長（八重櫻友夫君） 小上建設部長。

○建設部長（小上一治君） これから行いますその事業、それは決定づけるものなのか、それともそういうものを決定づけない今後の対応まで含めるのかというふうなお話でございます。

まず、先ほど私、話したような形になりますが、まず、土質の状況を把握しなきゃならないというのは第一条件でございます。ただ今、見させてもらっている段階では、表土的な崩れは確かに見受けられるという状況――。

先ほど答弁の内容でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 大湊復興推進担当部長。

○復興推進担当部長（大湊清信君） 復興交付金事業としての対応というのについては、これは期間限定、期限がありますので、平成27年度までに事業が発現しないといけないということになりますので、これは、この平場の整備事業についてどこまで進むかということとところが一つのポイントになると思います。メニューとすれば、いろいろそういう資材庫とかいろんな部分はございますが、まずは、当初申し上げたとおり、防災公園としての平場づくり、これが先行するということになります。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） よくわかりました。

いわばこの委託料調査を経て、土質が弱いところ、あるいは強いところ、あるいは滑るところ、そういったところを工法によって補いながら平場を造成するんだという意気込みであって、旭町・大崎地区から場所が変更することは当局は考えていないということがよくわかりました。

もう一方で、張りつく施設については、平場が27年度末までにできなければ、交付金事業もなかなか財源としてできない可能性もあるというようなことで、それはこの平場ができ次第、できた状況によって財源を新たにどの財源がいいのかということを探すということで、具体的な施設整備計画に係る財源措置については、今、白紙であるということでもよろしいでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 最も有利な財源といえば、復興交付金であります。その次に準じて有利な制度というものは、社総交の復興枠。今般、この復興枠を使って財源を確保して提案をしていくと、こういうことであります。あとは、通常の社総交、社会資本総合整備事業、これです。その次は、例えば教育施設等々であれば、それは義教債を使ったりとか、さまざまな通常の制度でつくっていかざるを得ないと、この三つのランクに分けられるんだらうと、大まかには、そういうことであります。したがって、私どもは一つでも有利な財源に結びつくように、国とさまざまな折衝をしていると、こういうことであります。

他の地域においてまだ認められていない、そういったケースにぶち当たる場合、実は久慈市は多いんです。なぜとなれば、復興のスピードというものが、他の地域に比べて若干なりとも前を進んでいるということがありますので、常に新しいところにぶつかっていく。そうすると、やはり国等は、これは前例になる可能性があるとかであるとか、あるいはまだまだ全体的にそこまで行くべきではないというような考えがあったりとかで、ここに、きりで穴をあけるように進んでいかなければならないという、実は、他の地域とは違った苦勞というものがございます。

したがって、私どもはまだ制度化されていないものをつくりあげるという作業を行いながら、この社総交の復興枠という財源をようやくにしてお認めをいただ

いたと、そういう状況でありますから、今後とも市民の皆さんの負担をなるべく軽減できるような財源を模索していきたいと、また、得るための努力を続けていきたいと考えております。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 財源問題でしたので、市長の説明にちょっと私からもつけ加えさせていただきます。

いずれ、先ほど大湊部長から申しあげましたとおり、27年度までが非常に有利な復興関係の財源がございます。それで、市長はちょっとあれだったんですが、こういうふうな、例えばの話、今、主題からずれますけれども、スポーツ施設とかそういうものは昔あったんですが、今は起債はございません。ですから、一般単独事業とかそういうふうなものに、単純な借金になるんですけれども。いずれにしろ、私ども話しているのは、いずれ今、復興関係でいろんな有利な財源がございますけれども、国も1年1年ごとにスキームが変わります。いろんな起債とか、財投計画によって起債とか、制度が変わりますので、それらを見きわめながら、そして復興事業等についても27年度で終わるかどうかはわかりませんが、それらを見きわめながら、いずれ防災公園事業につきましては、現在、今年度であれば緊急防災事業債とかそういうものがまだあります。それで、去年から、もう全国防災事業債なんかはもうなくなりました。そういうふうな1年ごとに状況変わっていきますので、その時点時点における国の制度に従った有利な財源を見つけながら、いずれ財源については確保していくということでございますのでよろしくお願ひします。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。1番梶谷武由君。

〔1番梶谷武由君登壇〕

○1番（梶谷武由君） 社会民主党の梶谷武由です。

議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」について、反対の立場で討論を行います。

今次補正予算は、一昨年の大震災からの復旧・復興に向けた各種事業や被災者住宅再建事業補助金の拡充など、評価すべき点多々ありますが、8款土木費に計上されている防災公園整備事業費5億8,300万円について賛成することができません。

災害は大地震や津波だけでなく、台風、洪水、大規模な山火事など、さまざまあります。防災拠点施設は、当地方の災害のみでなく広範囲な災害に対応するためのものであり、整備が必要と考えます。

今回提案されている予算に反対する理由は3点あります。

1点目は、やませの問題です。

災害はいつ発生するかわかりません。当地方はやませの常襲地帯ですが、地域によって、影響の受けやすいところ、受けにくいところがあります。救援用のヘリコプターの発着を考えた場合、今回提案されている所より、やませの影響を受けにくい所を選定すべきであると考えます。

2点目は、地質・土質の問題です。

調査結果でも明らかなように、「丘陵部は地すべりが発生しやすい地質である」と明記されています。質疑の中でも、建物等を建築するには地盤強化が必要であると答えています。

防災拠点施設は全体で約30ヘクタールと広大な面積で山林を伐採し、切り土や盛り土を行い、平地はおよそ8ヘクタールになる計画のようですが、大地震や大雨が降った場合どうなるか。建物部分は地盤強化によって補強されても、それ以外の部分で地すべりが発生する可能性があります。旭町・大崎地区に住む住民への被害も考えられます。地すべり地帯の山林の開発や影響について、専門家による調査や意見、報告も全くありませんでした。不安は募るばかりです。地質調査をしっかりと行い、その結果を受けて不安のない形で事業を実施すべきと考えます。

3点目は、今回の防災公園整備事業を計画するに当たって、事前に議会に対し、説明や協議が行われなければ、既に国との協議が行われ、この予算が成立しなければ白紙に戻されると話されています。このような進め方は議会を軽視したものであり、到底、容認できるものではありません。

以上が、反対の理由であります。

広域防災拠点整備は岩手県北部をエリアとしているものであり、旭町・大崎地区にこだわることなく、当久慈地方の災害対応や県北部の救援や支援を念頭に、もう一度候補地の選定をし直すべきと考えます。また、湊・大崎地区の避難場所については別途考え、両地区住民が安心して生活できるようにする必要があると考

えます。

各議員のご賛同をお願い申し上げ、以上で反対討論を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

〔16番小野寺勝也君登壇〕

○16番（小野寺勝也君） 議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」について、反対の討論をいたします。

反対の唯一の理由は、防災公園整備構想についてです。それも、防災公園そのものに異を唱えるものではありません。問題なのは、建設予定地でありませ

ず。建設予定地は旭町・大崎地区となっていますが、この場所は平成23年2月、久慈市教育委員会が新野球場建設候補地として調査したところによると、地すべり地形であり、避難場所としては不適とわざわざ指摘された場所です。それが、2年後の今日、市内10カ所を調査したところ、長内町南田地区などよりも優れているというのは自己矛盾であり、全く理解できません。市当局の防災公園は野球場と違い、地上に重たい構築物をつくらないから大丈夫という説明も、全く説得力がありません。

防災公園は、何も地震、津波だけの対応ではないはずで

す。先輩議員の指摘にもあったように、集中豪雨への対応も必要なのです。将来的には土壌改良もと言及されましたが、なぜ、あえて予算がかさむ場所にする必要がどこにあるのでしょうか。

この防災公園は、発生直後の一時避難場所に位置づけられています。周辺住民の緊急避難場所としては、金刀比羅神社や福祉の村などでは危険だから、防災公園へというのでしょうか。その一方、緊急避難場所と言いながら、防災公園が完成しても、ここに市民を誘導するつもりはないというのはどういうことでしょうか。全く整合性がありません。

今なすべきことは、金刀比羅神社などへの避難道路の整備こそ必要と考えます。もし、これをそのまま強行すれば、行政の言うことは、その時々都合でどうにでもなるという行政不信を招くことになり、それはきわめて不幸なことです。

予算特別委員会での10時間近く

の質疑を通じて、なぜ防災公園の整備地として、旭町・大崎地区が最適地なのかの合理的説明が聞かれなかったのは、ある種、

異常なこと

です。願わくば、附帯決議にある安全性、将来性及び整備費の節減に十分に留意をし、吟味・検討することを切に求め、反対の討論といたします。

議員各位のご理解とご賛同を心からお願いをいたし、討論を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。2番下川原光昭君。

〔2番下川原光昭君登壇〕

○2番（下川原光昭君） 私は、議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」について、賛成の討論をいたします。

この防災公園につきましては、湊地区が候補地となっております。この湊地区に関しましては、明治、昭和の現実、津波が襲来し、甚大な被害をこうむってきた地域であります。

この地域には、久慈湊保育園及び久慈湊小学校の児童生徒約300名が暮らして、授業をしているところがあります。この久慈市の未来を担う子供たちの命を最優先に守らなければなりません。その命の次には、安全な場所に子供たちを誘導をしなければなりません。次に、保護者の方々の安心もなければなりません。

この過去を踏まえて、ようやくこの旭町・大崎地区に復興公園が実現しようとしているわけでありませ

す。私も平成15年から議員をさせていただいておりますけれども、久慈市内には14の避難所があるわけですが、この湊地区に関しますと、一つもないわけでありませ

す。そういう意味では、このチャンスを最大限生かし、地すべり地帯となっているわけですが、現在の工事の施工を最大限に生かし、この地すべりをとめながら、この子供たちの安心・安全な地域にしていって

もらいたいと思います。

ご存じのとおり、一次避難はいたしましたけども、二次避難場所が、福祉の村はもういっぱいでありませ

す。その子供たちは、どこに行って、雨、夜露を過ごすことができませ

す。この復興公園をもとに、子供たちそして地域の方々のこれからの未来を明るくせびしていくべきだと私は思っておりますので、この議案第2号には皆様のご同意をいただいて、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお

願いをいたします。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。議案第2号「平成25年度久慈市一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議会改革推進の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、議会改革推進の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。桑田議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長桑田鉄男君登壇〕

○議会改革推進特別委員長（桑田鉄男君） 議会改革推進特別委員長の報告を申し上げます。

当委員会は、議長を除く全議員で構成された特別委員会であり、委員会における質疑、答弁など、詳細については各位の承知するところでありますので、主な事項について申し上げます。

前回の委員長報告以後、委員会を4月10日、4月17日、5月7日、5月28日の4回開催してきたところであり、主な事項として、議会報告会と市民との意見交換会を試行実施すること、並びに試行実施に係る開催要項を決定したところであります。

また、5月28日の委員会では、議会改革に関する専門的知見者として、早稲田大学マニフェスト研究所から中村健次席研究員を招聘し、議会改革の取り組みに対する指導・助言を受けたところであります。

なお、これらを踏まえ、5月30日に小久慈地区、長内地区、宇部地区の市内3カ所で議会報告会と市民との意見交換会を開催したところであります。

現在、分科会方式により設置した各3部会において、付託事項に関する調査を進めており、委員会として今後、さらに継続調査し、議会改革の取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

#### 日程第6 議案第6号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第6、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。外館副市長。

〔副市長外館正敏君登壇〕

○副市長（外館正敏君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。この条例は、平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職及び市長等の給料を改正しようとするものであります。具体的な改正内容についてであります。一般職については給料の支給額を平均3.6%減額し、市長、副市長及び教育長について、給料の支給額を4.49%減額しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 人事委員会にかかわることですが、人事委員会勧告がないにもかかわらず、このような提案をするわけですが、こういう形は人事委員会の存在そのものを無視するような形になると思われんですが、そのことについてどのように考えているか。また、今回の給与改定の提案をするに当たって、人事委員会等とどのような連絡をとったのかお伺いします。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 人事院勧告につきましては、戦後のいわゆる公務員の三権にかかわる反対給付といいますが、それに対する体制としてあるわけですが、これにつきましては昨年度等来、国のほうでそれに対する人事院勧告の取り扱いの仕方、これについていろんな見解が出ているところでございます。

それに対しまして、今回の地方公務員に対する給与に対する総務省等の総務大臣等の申し入れにつきましては、いずれ市長会をはじめとする議長会、全国地方

六団体で同一の見解で、遺憾であるというふうな表明をしているところでございます。

したがいまして、当市においても同じような考え方でございまして、今回の人事院勧告制度、これを無視するというのは、これまでの体制についての矛盾があるということで、遺憾であるとそのように考えているところでございます。

なお、県の人事委員会に対してどうのこうのということでもございましたけども、当方としましては、県の人事委員会のこれについての見解なり、それについての意見は照会をしておりません。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） まず、時限立法であるかどうかという点、つまり7月から3月末というふうなことでこの措置をしようとしているのかというのを改めてお聞かせ願いたいし、それから、当初の予算編成においてこの削減を盛り込んで予算編成したかどうかという点、それから、これまでも削減をしてきたわけですけども、去年は期末手当には触れないで給与の削減、その前の年は期末手当の削減というようなことで、年度途中の削減というようなことについては、私としてはいかなものかと思っております。あるいはまた、管理職手当を普代村は減額をしたということですが――。

○議長（八重櫻友夫君） 濱欠議員に申し上げますが、総括質疑でありますので具体的な質疑については、後ほどお願いしたいんですが、よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。

説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

まず、本条例案に関するこれまでの経過についてですが、5月末から給与削減につきまして、他団

体の取り組み状況等を参考に、市職員労働組合と鋭意協議を続けてきたところでありますが、7月1日からの実施を行うため、本日、追加提案に至ったところであります。

次に、条例案の内容についてであります。第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、行政職を例にご説明させていただきます。

第1条、中段の給料表の行政職給料表をご覧くださいと思います。

当市の行政職につきましては、職務の給与が6級制となっております。1級が主事級、2級が主任級、3級が主査級、4級が総括主査級、5級が課長級、6級が部長級となっております。今回の給料月額削減割合を、主事、主任級が100分の2.19、主査、総括主査級が100分の3.57、課長、部長級を100分の4.49にしようとするものであります。以下、医療職給料表につきましても同様に減額しようとするものであります。

次に、裏面の第2条、第3条をご覧くださいと思います。

市長、副市長及び教育長についてであります。給料の削減割合を100分の4.49にしようとするものであります。これによる全体の給料削減額は約3,500万円と試算しているところであります。

以上でございます。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 時限立法だということがわかりましたし、そこで、改めてそれで3月における当初予算に絡んでどうであったかと、こういう削減を見込んで予算計画を立てたかどうかということをお聞かせ願いたい。

それから、普代村では管理職手当を削減をして、減額をしてこれに充てたという状況でありますし、各市町村それぞれ独自の対応をしていると。市長は苦渋の決断をしたというふうなことであり、本来であれば到底許されないという発言をしているわけであります。

地方自治の根幹を揺るがす大きな問題だというようなことをお話ししておるわけですが。あと、労使交渉は現時点でどうなっておるかをお聞かせを願いたいと思います。

そしてまた、削減額3,400万というのは一般質問で聞いたけれども、その3,400万の削減額あるいは財政

需要からいきますと、6,100万円という数値の差についても、どういうことでそうなのかというあたりをお知らせ願いたい。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まず、順不同になるかもしれないけれども、できるだけ順番にお答えしたいと思っています。

初めに、削減について当初予算のとき見たのかということでございます。

それで、情報等によりますと、いろいろ当初予算の見積りにつきましては、昨年の12月から始めております。その時点においても、いろいろな情報がございました。それで、私ども当初予算の財源を見るときは、きつめに見るんですけども、いずれにしろそういうふうな情報とか、例えば別口の話になりますけれども現時点における電気料の関係とか、いろんな不安定な情報はございます。それらは、いろいろそういうふうな減額も初めは見ます。見ますが、結果的に当初予算は議員もご承知のとおり、いわゆる財調基金等も繰り入れないと財政需要に間に合わない、そういうふうな結果的にはなります。当初予算は、どうしてもある程度きつく見ないと、要するに予算割れすると困りますので、そういうふうな格好になっております。ですから、ある程度の削減になるのではないかというふうな情報ございましたので、国の情報に基づきまして試算して、一回交付税の計算もしております。

それで、しかしながら結果的には、どうしてもある程度交付税もバックセザるを得なかった。つまり、私どもそんなに財源がいっぱいあると思ってません。そういうようなことから、計算はしましたが結果的に財調基金を取り崩しているのがはっきりしているように、いずれそのような財源がいっぱいあるということではございません。

それから二つ目に、普代村さんの例をとって管理職手当をそれを財源として見たということでございますけれども、給与制度の性格といたしまして、私ども今回、組合のほうと最終的には交渉決裂ということになりましたが、いずれ最終案としてお示ししているのが、いわゆるはね返りと申しますけれども、給料をもとにして計算する手当というのが幾つかございます。それで、給料を下げることによって、はね返りというのが出てくるんですけども、それらについては、なしに

したと。そこまで、できるだけ職員にも影響が出ないようにというふうなことは考えましたが、いずれ管理職手当いわゆる特別調整額というのがございますけれども、これの性格も、いわゆる管理職については、残業手当とか超過勤務手当というのはございません。それで、ある程度いろんな解釈の方法があるかとは思いますが、いずれにしても、いわゆる私どもも、管理職につきましても、震災以降ほとんど休みをとらなかった職員がたくさんいるわけですけども、それについての一つの見方とすれば、超過勤務手当の性格も持つというふうな言われております。したがって、超過勤務手当をはね返りなくして管理職手当のみを減ずるとか、そういうふうなある程度の給与制度のバランスもとらなきゃならないと、そういうふうな考えでおります。

それで次には、労使交渉のお話、ちょっと今、申し上げましたけれども、私ども正式には5回ほど労使交渉をやっています。それで、5月の末に話、まずいろいろとお互いの意見を交わし合っただけですけども、それで1回目、2回目行いまして、3回目には、組合側から正式な数字の提案をしてくれということで、具体の数字の提案をいたしました。

内容は、3.6%の給料の減額と、はね返りあります。それから、管理職手当の削減、期末勤勉手当も国の言うとおりに提示いたしました。それで、しかしながら、お互いに情報収集しましょうということで、いずれ持ち帰って、組合の内部でも協議をする。それで、こちら側としても、いずれ他市の状況等収集して、いずれどこが妥結点か、妥協点かということ、いろいろとお互いに調査したわけです。

それで、4回目、5回目に至りまして、いずれ私どもの国からの最低限の要求といいますか要請というのは、少なくともラスパイレスを100にしてくださいというふうなのは、ぎりぎりの最低限とそういうふうにつまみまして、そこだけはお互い願いたい、そういうふうな申し上げたところでございます。そこに対する組合側の主張といいますのは、ラスを100というのであれば、4月にさかのぼって給料表を変えて、ラスパイレスを100にしてくれと、そういうことでございます。それにつきましては、とても私どもも、そういうふうな制度を今、急にといいますか、ラスを100に上げるような制度改正というのは到底不可能だということで、平行線で決裂ということの事態

になりました。

そこで、いずれそういうことはとてもできないけれども、もうタイムリミットであるので議会には提案させていただくということで、決裂ということになります。

それから、影響額の3,400万、先ほど私3,500万と申し上げましたけれども、さきに議員のご質問等にご答弁している3,400万というのは一般職の給料分でございます。それから、きょう3,500万と申しましたのは、特別職の分を加算した分でございます。

それから、6,100万というのは、交付税の算定で削減額が削減されるであろうという計算上の削減額が1億2,000万でございます。それから、交付金上の元気づくり推進費そちら等を計算していきますと、6,100万ほど穴があくんじゃないかと、交付税上です、計算上。そういうふうな数字を申し上げているところでございます。

したがって、今回3,500万程度、それから共済費等を含めれば四千数百万になるんですけど、その差額でも、さらに足りないということにはなりません。それについて、私どもも市民に迷惑のかけないようなところで、経費の削減とかそういうのをせざるを得ないと、そういうふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） これについては、私も一般質問で取り上げながら、いわゆる国のこの人柱政策、公務員を人質にして、それを復興財源にするという考え方そのものが私としては非常に遺憾なことだと、隗より始めよという話もあるわけですけども、その隗より始めよのこれは政策ではないと、そういうふうに私は思っております。

そして、なお、この労使交渉がやはり決裂をしているという段階で、当局としては提案をせざるを得ないということで提案をしたというふうなことになりますが、議会で仮に否決をされた場合に、この財源措置をどうしようとなされているのかお聞かせ願いたい。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 否決されましたとすれば、これについては3,500万とか、仮定の話に答えるのもどうかとは思いますが、私ども当初予算で年間予算を組んでいるつもりです。それで、そこらでも

ある程度それに対する影響というの、これは想定で申し上げるのも非常にづらいんですけども、それによって財源に穴があいたとか、例えば補助金とか何とか、そういうことがあるとは思ってないですけども、それが認められなかったとかそういうことがあれば、例えば今後の、例を出していいか悪いかわかりませんが、ちょっとしゃべったらあれなんですけども、例えば急に除雪とか何かになったときにもなかなか回数減らすとか、何か影響が下手すりゃ出るのかなと、非常に危惧はしております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） そこで、私、ぶしつけなお話になろうかと思えます。というのは、前に副市長いかがかと、そろそろ長いんじゃないかという話をした経緯があって、それで私は、今回のこの国の人質作戦に副市長があえてこの身を投じて、そして、いけにえ作戦で守ると、職員のこれまでの不眠不休に対して敬意を表しながら退場するというお考えはないのかというふうな思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 議会において、4年間の任期でもって選任をいただいております。選任をいただいた議会の責任はどうなるのかと、逆に聞きたいぐらいなんですが、いずれ人事について提案は私にありますので、その点は篤ご理解の上に、まことにぶしつけな質問は控えられたほうがよろしいと、このことを申し上げて答弁にかえます。

[発言する者あり]

○市長（山内隆文君） ご自身も認めるように、ぶしつけな発言は二元代表制にはふさわしくありません。このことを申し上げておきます。

○議長（八重櫻友夫君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 私に対するご質問だと思っておりますが、今、市長からもご答弁申し上げるようになっていますし、それから、私が今現在所管している業務について、任期まで精一杯頑張るという覚悟でございますので、その辺はご了承を願いたいと思います。

○議長（八重櫻友夫君） 1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） 公務員の給与について、人事



委員会が民間の給与実態調査を行って、それを比較しながら勧告が出るわけですが、今回、引き下げが決まったとして、その結果、公務員の賃金が民間より低くなったと、そうなれば人事委員会から勧告が出ると思われるんですが、その場合の対応はどのようになるのか。人事委員会勧告を遵守する形で対応するような考えなのかどうか伺います。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 先ほどの梶谷議員さんのご質問で、いわゆる人事院勧告制度、これについての歴史は、私より議員さんのほうが重々ご承知かとは思いますが、いずれ今回、昨年、国の行ったのは、人事院勧告制度を無視したような格好にはなるわけです。

それで、今回そういうふうな事態で、次に国がどういうふうなことを対応するか、これについては、私ももちろんわかりませんが、それを想定もしないんですけれども、いずれ私も従来申し上げており、私らも県の人事委員会を主に参考にしております。県の人事委員会も、当然、国の人事院勧告を準ずるわけですが、ほとんどそういうふうな同じ格好でやってるんですが、それに対する対応というのは、ある程度国のほうに従ったような格好にしないと、我々はこういうふうな脆弱な自治体においては、いずれいろんなことでもしかすれば不都合が出るかもしれない、そのようには考えているところです。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今回、給与の引き下げの特例法ですが、国家公務員労働組合、略して国公労連というふうなところでも、ここが東京地裁に違憲訴訟を起こしているんですが、承知していますか。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 大変不勉強で申しわけありません。私、承知していません。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） それじゃあちょっと紹介しますが、一つは、賃下げは憲法違反であり、国家公務員の権利を破壊するものだという事です。もう一つは、人事院勧告を無視する賃下げは違憲だという、二つの

ことを言っているんですが、もう既に4回の口頭弁論が開かれているということです。

国家公務員の権利を守ることと地方公務員の権利を守ること、これは連動しますよね。そういった意味では、既にそういう裁判が起こされておりますので、今、承知しないという答弁でありましたが、ぜひ関心を持っていただきたい。

ただ、この間、国が非情な答弁しているんです。例えば、人事院勧告には、内閣や国会に対する法的拘束力がない。それから、国家公務員の勤務条件を定めた国家公務員法28条では、国会が社会一般の情勢に適應するように変更することができると、そう規定することから、最後は国会が基本にできるため憲法違反ではないという主張もしているし、それから、国家公務員に労働協約締結権が認められていないことから勤務条件を労使で決定する団体交渉権はなく、交渉する必要はないというような、こういった横暴な答弁をしてるんです。

そういった意味では、本当にこういったことがきちんと、おかしな方向に行っちゃうと、まさに地方公務員の権限も権利もおかしくなるという状況になっていきますので、いずれ知らないでは済まされないの、ぜひそういった情報も得ながら対応していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） いずれ労働三権に係るいわゆる公務員の関係等もいろいろ、実は、団結権とかそれから争議権ははっきりしているわけですが、いわゆる交渉権等については三角の部類が結構あります。いわゆる灰色の部分があるんですけれども、それについては職種によっても違うということは承知しております。

ただ、いわゆる最高裁等の動きとか国の動き、確かに私らも注目しなきゃならんんですけれども、いわゆる憲法論議とかそれについては、共産党さんにすれば、意見提出しろとかそういうふうな話になるかもしれませんが、私ら、やはり先ほど来ずっと申し上げてますけれども、私らの財政力指数が非常に低いんです。

それで、いわゆる市民から、皆さんからお預かりする税金だけで、すべて皆さんに満足できるようなサービスができればいいんですけれども、どうしても日本

の財政制度これについては、いずれほとんどが中央がにぎってます。それについて、いずれそれを補完するために、補助金制度とか地方交付税制度があるんですけども、それらのどうしてもこの日本の国の制度を見きわめながら、我々地方自治体も、いわゆる国の制度の動き、それらを見きわめなきゃならないと思っています。

それに加えて、まず、最高裁の動きとかそういうふうなものも注視してというのは、それはそのとおりだと思ってますけれども、私らのまず一番仕えるべきは市民だと思っています。いずれ国のことも大事ですけども、私ら市役所の職員、市長以下、まず、何を第一に考えるかといった場合には、いずれ久慈市にとって得か損か、それを考えていかなきゃならないと思っています。

確かに、我々職員のいわゆる生存権とか生活権、大事だとは思いますが、私ら、やはり市民から給料をもらっているんだという考え方で仕事をしていきますので、いずれ久慈市民の利益を第一に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 10番桑田鉄男君。

○10番（桑田鉄男君） このことについては、会派代表者協議会等でも2回ほどの説明をいただきました。そこで、ちょっとわからない点もありますので確認をさせていただきます。

先ほど、濱欠議員のほうからもあったんですが、これはいわゆる今年度限りの時限的な措置ということでの理解でよろしいのか。それから、いわゆるラスパイレース指数100から超えた分、久慈市ですと3.6%ですか、これを100に合わせることによって、国が示しております管理職手当なり期末勤勉手当についての削減をしなくても、いわゆるペナルティという言い方は当たらないのかもしれませんが、交付税の削減等については、免れるという言い方も適当でないかもしれませんが、そのことには当たらないのかということについてでございます。

いずれ、新藤総務大臣が都道府県の知事とか議会の議長等に出した部分におきましては、今後の国とか地方の公務員の給与等のあり方については、地方を入れながらいろいろ検討をするということの話もしているわけですが、このことについては市長の見解をお尋ね

をしたいと思います。

前段の部分については、部長からの確認で結構です。

○議長（八重櫻友夫君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まず第1点目の時限立法かということは、そのとおりでございます。来月の7月1日から来年の3月31日までと、そういうふうには私ら考えております。

それから二つ目として、ラスが100まで切れば、何も不安がないのかというふうなお話ですけども、その保証は全くありません。

ただ、我々もとにかく先ほど来説明しているのは、他市町村といいますか、他の自治体の動向とか、県とか他の県等もあるんですけど、そこらの動向を非常に気にするわけです。なぜならば、やはり私らはどうしても財政力弱いもんですから、いずれ市町村は市町村でやはりお互いに組んでいかないと、どうしても国に対しても、やはり、ある程度数でいくというのは変ですけども、合わせていかないと、やはりちょっと突出したりすると、そこに変な話ですけども、いろんなことが集中すると。そういうふうなことが、これが久慈市にとっていいのか悪いのか考えた場合、マイナスになるだろうということで、我々は常に県とか他の市町村の動きを非常に気にして、そこでの整合性といいますか、横並びというのは変ですけども、そこらも見ながらやっているところです。

ご質問のペナルティ云々については、全く私は、ちょっとそれについては自信がありませんし、お答えできかねるものでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○総務部長（菅原慶一君） とにかく強くといいますか、内々に指導されているのは、とにかく給料は最低でも100にしてくださいよということです。

なお、それで、私ども多分ヒアリングといいますか、そういうふうなものを受けているんですけども、いずれにしろ私ら毎日のように調査は来ています。それで、どういうふうな状況ですかというふうな調査を受けるんですけども、実は、給料はラスパイレース指数というのは、すばっと全国全市町村わかるわけです。ただ、私どもの例えば管理職手当、これについては定額です。それで、そこらについては市町村によって定め方が異なります。また、率が例えば、例に出

して悪いんですけども、盛岡市さんとか岩手県とかに比べると、私も随分低いです。ですから、そういうふうなことを考えると、いろんな合理的な説明もできるんじゃないかと、期末勤勉手当等につきましても、いわゆるこれまでのこととかいろんなことで、国に対しても申し開きとか、ある程度は、私らこれが正当な今のレベルだということ、ある程度説明できるんじゃないかというふうなことを思っております。

ですから、今の時点として、議会とか市民の皆様が一番のベストな方法だと思ってこういう格好でご提案申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 10番桑田鉄男君。

○10番（桑田鉄男君） 今回のこともあってと思うんですが、先ほども話しました。全国の市長会等でも、緊急のアピール等もしております。今後は、国、地方の公務員給与のあり方等については、地方の参画も得ながらということで、そのことに対して市長会等のアピールにも市長も恐らく入ったと思うんですが、そのことでも見解を聞きたいということでした。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 見解ということではありますが、論点が若干ずれましたらば、また、ご指摘をいただきたいと思うんですが、いずれ本会議一般質問等でもお答えをいたしましたとおり、今般の事象というもの決して許されるべきものではないというふうに思っております。

したがって、岩手県市長会あるいは東北市長会、全国市長会、その段階段階において、国に対してこのことを申し伝えてまいりたい、このように思っております。

○議長（八重櫻友夫君） 城内議員に申し上げますが、あと1回、確認です。あと1回です。よろしくお願いします。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今、総務部長から、確かに今回ののは特例法で来年3月までというのはそのとおりですが、実は今、国会の議論の中で自民党議員から、来年の4月の消費税増税にかかわって、賃下げを2年で終わらせていいのか、国民感情から許されないというような議論が出ています。そういった意味では、いずれこれは、今回のやり方に対して、市長会等を通じて反対なり遺憾の表明をしていますが、こういった来

年の4月に向けた形の動きに対しても、これはぜひ市長会等でやるべきではないということをはきちんと今から運動していかないと大変なことになるかと思いますが、これについて、ぜひ強力で運動すべきだということに思うんですがお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 現在も意見は具申しているわけですが、今後においても、国の動向あるいは政府与党といわれる方々の動向などについても、そのことは注視してまいりたいというふうに思っております。

ただ、今、城内議員言われたことが、今回の給与問題と復興にかかわる問題とどう絡んでいくのかということの議論は、実は、私は承知いたしておりません。これは単純に、純粋に、復興をここでとめていいのかと、こういったご議論があるということは承知しておりますが、だから財源としてということまでは、残念ながら私、承知しておりませんのでご了承願います。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。17番城内仲悦君。

〔17番城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君） 私は、日本共産党久慈市議団を代表し、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に断固反対の討論をします。

市職員の給与は、1988年以降14年間で1,705万2,000円も引き下げられています。今回の引き下げ額は3,500万であります。本条例案に反対する第1の理由は、国家公務員に対する労働基本権制約の代償措置である、人事院勧告制度すら無視して、一方的な不利益を国家公務員に押しつける二重の憲法違反となる中で、地方自治体に要請という形で押しつけていることあります。

反対の第2の理由は、市職員の給与の引き下げは地域全体の所得減少の悪循環を招き、復興のために頑張っている人たちに悪影響を与えるからであります。

反対の第3の理由は、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与を削減するための政策的誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、自治の本旨に悖るものであります。

以上、反対の理由を3点申し上げましたが、山内市

長は国の圧力に屈して本条例案を提案したわけでありませんが、久慈市議会は容認しないという意志を示すときであります。山形県の南陽市議会は全会一致で職員の給与削減条例案を否決しました。久慈市議会においても、賃下げの地方自治、本旨踏みつけの地方交付税削減の地域経済疲弊ノ一の立場に立ち、本条例案を否決することを求め、反対の討論といたします。

ご賛同をよろしく願います。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 発議案第14号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第7、発議案第14号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

ただいまの議題となっております発議案は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、採決いたします。発議案第14号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一還元及び教育予算の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議員派遣の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、平成25年7月30日に盛岡市で開催の第51回知事を囲む懇談会に、副議長下館祥二君を派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

#### 閉会

○議長（八重櫻友夫君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、第11回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後3時20分 閉会